○農林水産省告示第八百二十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十条第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十四号（漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「てん補方式に」を「**塡**補方式に」に改め、表（備考を除く。）中「通常てん補方式」を「通常**塡**補方式」に、「全病害不てん補方式」を「全病害不**塡**補方式」に、「特定病害不てん補方式」を「特定病害不**塡**補方式」に、「病害低てん補方式」を「病害低**塡**補方式」に改め、同表備考ロ中「通常てん補方式」を「通常**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ハ中「全病害不てん補方式」を「全病害不**塡**補方式」に、「第十三条第二十三号から第二十七号」を「第十三条第二十六号から第三十号」に、「第三十一号から第三十四号」を「第三十四号から第三十七号」に、「てん補方式又は」を「**塡**補方式又は」に、「第二十二号」を「第二十五号」に、「第二十八号から第三十号」を「第三十一号から第三十三号」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ニ中「特定病害不てん補方式」を「特定病害不**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ホ中「病害低てん補方式」を「病害低**塡**補方式」に改め、「第六十九条の三及び」及び「これらの規定を」を削り、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十四年四月一日以後の日である共済契約に係る再共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百二十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十条第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十五号（漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき特定養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「てん補方式に」を「**塡**補方式に」に改め、表中「全事故比例てん補方式」を「全事故比例**塡**補方式」に、「約定限度内てん補方式」を「約定限度内**塡**補方式」に、「支払上限付てん補率てい増方式」を「支払上限付小損害低てん補方式」を「支払上限付小損害低**塡**補方式」に、「支払上限付小損害不てん補方式」を「支払上限付小損害不**塡**補方式」に、「約定限度内低事故不てん補方式」を「約定限度内低事故不**塡**補方式」に、「支払上限付低事故不てん補方式」を「支払上限付低事故不**塡**補方式」に、「地震等限定てん補方式」を「地震等限定**塡**補方式」に、「地震等比例てん補方式」を「地震等比例**塡**補方式」に、「集団無事故不てん補方式」を「集団無事故不**塡**補方式」に、「大損害比例てん補方式」を「大損害比例**塡**補方式」に、「ほたて貝等養殖業」を「ほたて貝等養殖業」に改め、同表に次のように加える。

令第十八条の四に規定するくるまえび養殖業			令第十八条の四に規定するうに養殖業			令第十八条の四に規定するほや養殖業	
中小漁業者等	組合	員	中小漁業者等	組合	員	中小漁業者等	組合 員
二九・二	一四・七	一一・二	五二・八	二一・〇	一一・二	二五・二	一一・二
二四・〇	一四・七	一一・二	二四・〇	二一・〇	一一・二	二四・〇	一一・二
一六・〇	一四・七	一一・二	一六・〇	一六・〇	一一・二	一六・〇	一一・二
八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇
二九・二	—	—	三〇・〇	—	—	二五・二	—
二九・二	—	—	四〇・〇	—	—	二五・二	—
二九・二	—	—	四〇・〇	—	—	二五・二	—
二〇・〇	一五・九	一四・四	二〇・〇	二〇・〇	一四・四	二〇・〇	一四・四
一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇
四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇
一六・〇	一六・〇	一一・六	一六・〇	一六・〇	一一・六	一六・〇	一一・六
二三・二	二四・〇	一四・四	二四・〇	二四・〇	一四・四	二〇・〇	一四・四
二三・六	一三・四	一四・二	三二・〇	三二・〇	一四・二	二一・九	一四・二
二五・五	—	—	—	四一・一	—	二一・二	—
二四・〇	—	—	—	二四・〇	—	二四・〇	—
一六・〇	—	—	—	一六・〇	—	一六・〇	—
八・〇	—	—	—	八・〇	—	八・〇	—
—	二四・〇	二〇・六	二四・〇	—	二〇・六	—	二〇・六
—	一六・〇	一六・〇	一六・〇	—	一六・〇	—	一六・〇
—	八・〇	八・〇	八・〇	—	八・〇	—	八・〇
—	一四・七	一一・二	二一・〇	—	一一・二	—	一一・二
—	一四・七	一一・二	二二・〇	—	一一・二	—	一一・二

一八・七	一七・一	一〇・九	五・二	—	—	—	—	—	—
八・三	一〇・二	一一・二	六・〇	—	—	—	一九・二	一二・四	六・〇
四三・〇	一八・六	一一・九	五・七	二五・〇	三三・四	三一・九	一五・五	八・九	二・九
一三・八	一七・七	一三・四	六・五	—	—	一七・五	一〇・二	三・〇	一四・二
一八・五	一九・一	一二・〇	五・七	二一・五	二〇・三	一三・八	九・〇	二・八	一二・八
七・一	七・五	八・二	六・一	—	—	—	九・五	二・九	九・五